

第3回検討委員会の補足資料（都市計画法、土地区画整理法、都市再開発法）

①都市計画法

見出し	内容
（都市計画の案の縦覧等） 第十七条	<p>都道府県又は市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、その旨を公告し、当該都市計画の案を、当該都市計画を決定しようとする理由を記載した書面を添えて、当該公告の日から<u>二週間公衆の縦覧に供しなければならない</u>。</p> <p>2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、都道府県の作成に係るものにあつては都道府県に、市町村の作成に係るものにあつては市町村に、<u>意見書を提出することができる</u>。</p> <p>3 特定街区に関する都市計画の案については、政令で定める利害関係を有する者の同意を得なければならない。</p> <p>4 遊休土地転換利用促進地区に関する都市計画の案については、当該遊休土地転換利用促進地区内の土地に関する所有権又は地上権その他の政令で定める使用若しくは収益を目的とする権利を有する者の意見を聴かななければならない。</p> <p>5 都市計画事業の施行予定者を定める都市計画の案については、当該施行予定者の同意を得なければならない。ただし、第十二条の三第二項の規定の適用がある事項については、この限りでない。</p>

その他、以下の項目において参加手続が規定されています。

（都市計画の告示等） 第二十条

（都市計画事業の認可等の告示） 第六十二条

②土地区画整理法

見出し	内容
(事業計画の縦覧及び意見書の処理) 第二十条	<p>都道府県知事は、第十四条第一項又は第三項に規定する認可の申請があつた場合においては、政令で定めるところにより、施行地区となるべき区域（同項に規定する認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、<u>当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない</u>。ただし、当該申請に関し明らかに次条第一項各号（第十四条第三項に規定する認可の申請にあつては、次条第一項第三号を除く。）の一に該当する事実があり、認可すべきでないとする場合又は同条第二項の規定により認可をしてはならないことが明らかであると認める場合においては、この限りでない。</p> <p>2 当該土地区画整理事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件又は当該土地区画整理事業に関係のある水面について権利を有する者（以下「利害関係者」という。）は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、<u>縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる</u>。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつた場合においては、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは、第十四条第一項又は第三項に規定する認可を申請した者に対し事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないとするときは、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p> <p>5 第十四条第一項又は第三項に規定する認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告した場合においては、その修正に係る部分について、更に本条に規定する手続を行うべきものとする。</p>

その他、以下の項目において参加手続が規定されています。

(施行の認可の基準等) 第九条

(基準及び事業計画の縦覧並びに意見書の処理) 第五十一条の八

(施行の認可の基準等) 第五十一条の九

(事業計画の決定及び変更) 第五十五条

(施行規程及び事業計画の決定及び変更) 第六十九条

(施行規程及び事業計画) 第七十一条の三

(換地計画に関する関係権利者の同意、縦覧及び意見書の処理) 第八十八条

③都市再開発法

見出し	内容
(事業計画の縦覧及び意見書の処理) 第十六条	<p>都道府県知事は、第十一条第一項又は第三項の規定による認可の申請があつたときは、施行地区となるべき区域（同項の規定による認可の申請にあつては、施行地区）を管轄する市町村長に、<u>当該事業計画を二週間公衆の縦覧に供させなければならない。</u>ただし、当該申請に関し明らかに次条各号の一に該当する事実があり、認可すべきでないとするときは、この限りでない。</p> <p>2 当該第一種市街地再開発事業に関係のある土地若しくはその土地に定着する物件について権利を有する者又は参加組合員は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して二週間を経過する日までに、<u>都道府県知事に意見書を提出することができる。</u>ただし、都市計画において定められた事項については、この限りでない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があつたときは、その内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認めるときは事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないとするときはその旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。</p> <p>4 前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）中処分についての異議申立ての審理に関する規定を準用する。</p> <p>5 第十一条第一項又は第三項の規定による認可を申請した者が、第三項の規定により事業計画に修正を加え、その旨を都道府県知事に申告したときは、その修正に係る部分について、更にこの条に規定する手続を行うべきものとする。</p>

その他、以下の項目において参加手続が規定されています。

(施行の認可の公告等) 第七条の十五

(事業計画の縦覧及び意見書の処理)

(認可の公告等) 第五十条の八

(事業計画) 第五十三条

(施行地区及び設計の概要を表示する図書の送付及び縦覧) 第五十五条

(権利変換を希望しない旨の申出等) 第七十一条

(権利変換計画の縦覧等) 第八十三条